
新型コロナウイルス感染症に係る 資金繰り支援施策のご案内

徳島県商工労働観光部企業支援課

(令和2年5月7日版)

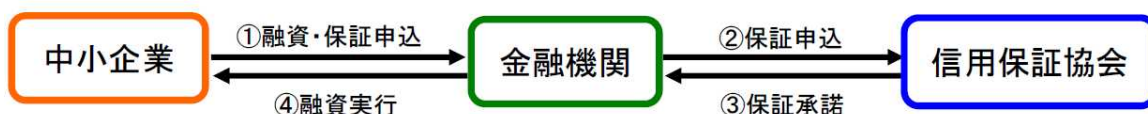
徳島県中小企業向け融資制度とは

県では、金融機関、信用保証協会と協力し、中小企業者等の皆様の事業経営に必要な資金を円滑に調達していただくため、低利の各種融資制度を設けています。

【融資対象】

県内に事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者等（会社・個人）

【利用の流れ】



【信用保証】

SN保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証
4号は全国47都道府県を対象地域に指定
5号は影響を受けている業種を対象に指定

危機関連保証

セーフティネット保証とは更に別枠(2.8億円)で
全国・全業種を対象に保証

一般保証枠 (2.8億円)



SN保証枠 (2.8億円)



危機関連保証枠 (2.8億円)

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

4号：100%保証（全都道府県）
5号：80%保証（指定業種）
別枠（2.8億円）は共有

危機関連保証：100%保証（全国・全業種）

【取扱金融機関】

阿波銀行 徳島大正銀行 四国銀行 三菱UFJ銀行
百十四銀行 伊予銀行 香川銀行 愛媛銀行
高知銀行 徳島信用金庫 阿南信用金庫
徳島県信用農業協同組合連合会 商工組合中央金庫

※資金により特定の取扱金融機関が定められている場合があります。

【制度についてのお問合せ先】

徳島県商工労働観光部企業支援課（金融担当）

TEL：088-621-2318

徳島県中小企業向け融資制度 新型コロナウイルス対応融資制度のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、業況が悪化した中小企業者等が利用できる主な制度には、次の**4資金**があります。

- ① **新型コロナウイルス感染症対応資金** ※R2.5.1施行
- ② セーフティネット資金
- ③ 経済変動対策資金
- ④ 経営安定借換資金

このうち、『**新型コロナウイルス感染症対応資金**』は、

- ☆保証付き融資制度の既往借入金の**借換資金として利用可能**
- ☆当初3年間の利子を後日キャッシュバック (**3年間実質無利子**)
- ☆信用保証料がゼロまたは後日キャッシュバック (**実質無保証料**)
- ☆**担保不要** (一定条件を満たせば保証人も不要)
- ☆『**新型コロナ対応！企業応援給付金**』の対象

のような**多くのメリット**があります。

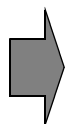
次ページ以降で、4資金の概要について紹介します。

【参考】徳島県制度融資の最新情報を知るには？

○徳島県のホームページ上の検索窓にて、
中小企業向け制度融資 と検索

または、

○右のQRコードより、
ご確認ください。



① 新型コロナウイルス感染症対応資金

セーフティネット保証又は危機関連保証について
市町村長の認定を受けた中小企業者等が利用できる、
3年間実質無利子・無保証料・無担保の融資制度です。

【融資条件】

■融資対象

新型コロナウイルス感染症により売上高等が減少し、
セーフティネット保証（4号または5号）または
危機関連保証について、市町村長の認定を受けた者であり、
具体的な策を講じることによって中長期的な業況回復が
見込まれる事業者

■**資金の使いみち** 経営の安定に必要な運転資金、設備資金
(保証付き融資制度の既往借入金の借換資金を含む)

■**融資金額** 1企業者又は1組合 3,000万円以内

■**貸付期間** 10年以内（うち据置5年以内）

■ 金 利	(SN4号・危機関連)	(SN5号)
融資期間 8年以内	年1.50%以内	年1.75%以内
〃 8年超10年以内	年1.60%以内	年1.85%以内

☆**当初3年間の利子**については、**後日キャッシュバック**されます。

■**保証料率** 0.85%以内～1.05%以内

☆**保証料**については、**ゼロ**又は**後日キャッシュバック**されます。

■担保・保証人

- ・保証人は、原則として法人代表者以外不要
- ・無担保

■取扱期間

R2.12.31までに保証申込を受け付けたものであり、かつ、
R3.1.31までに融資が実行されたもの

【セーフティネット保証／危機関連保証について】（制度所管：中小企業庁）

①セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、信用保証協会が一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証を行う制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠で保証（最大2.8億円）

【認定要件】

- ・ 県内において1年以上継続して事業を行っていること。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、同感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%減少することが見込まれること。
- ☆ R2.3.2より、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた全都道府県が指定（指定期間：R2.2.18～R2.6.1）

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠で保証（最大2.8億円、4号と同枠）

【認定要件】

- ・ 指定業種に属する事業を行う中小企業者であること。
 - ・ 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。
ただし、運用緩和により、2月以降直近3か月の売上高等が算出可能となる5月までは、直近の売上高等実績の減少と売上高等見込みを含む3か月間の売上高等減少を要件とすることも可能。
- ☆ R2.5.1より全業種指定（一部例外業種を除く）
（中分類85業種 指定期間：R2.5.1～R3.1.31）

※3月13日から、業歴3か月以上1年1か月未満の事業者等について認定基準の運用が緩和され、認定の対象となっています。

②危機関連保証とは？

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠の保証（2.8億円）を行う制度。

○危機関連保証

全国・全業種の事業者に対し、「危機関連保証」として、一般枠・セーフティネット保証枠とは別枠で保証（最大2.8億円）

【認定要件】

- ・ 新型コロナウイルス感染症に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。
(指定期間：R2.2.1～R3.1.31)

※3月13日から、業歴3か月以上1年1か月未満の事業者等について認定基準の運用が緩和され、認定の対象となっています。

【ご利用方法】

- ① 事業所所在地の市町村（商工担当課等）にて認定申請
- ② 市町村による書類審査後、認定書の発行
- ③ 取扱金融機関に認定書を持参し、融資申込

※認定要件の詳細については、事業所所在地の市町村までお問い合わせください。
※市町村の認定により、融資の実行が約束されるわけではありません。
※必要に応じ、金融機関又は信用保証協会に、事前にご相談ください。

②セーフティネット資金

セーフティネット保証又は危機関連保証について、市町村長の認定を受けた中小企業者等が利用できる制度です。

【融資条件】

■融資対象

- ① セーフティネット保証について、市町村長の認定を受けた者であり、具体的な策を講じることによって中長期的な業況回復が見込まれる事業者
- ② 危機関連保証について、市町村長の認定を受けた者であり、具体的な策を講じることによって中長期的な業況回復が見込まれる事業者

■**資金の使いみち** 運転資金

■**融資金額** ①②ごとにそれぞれ 7,000万円以内

■**貸付期間** 10年以内（うち据置2年以内）

■ 金利	融資期間	(SN4号・危機関連)		(SN5号)
		5年以内	年1.60%以内	年1.85%以内
	// 5年超8年以内	年1.70%以内	年1.95%以内	
	// 8年超10年以内	年1.80%以内	年2.05%以内	

■**保証料率** 年0.30%

■担保・保証人

- ・ 保証人は、原則として法人代表者以外不要
- ・ 担保は、取扱金融機関及び保証協会の判断による

③ 経済変動対策資金

経済不況等により資金繰りが悪化している中小企業者等が対象となる制度です。

(R2.2.18から、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、売上げが減少した中小企業者を対象として追加)

【融資条件】

■ 融資対象 (一部のみ抜粋)

次の①～③を全て満たす中小企業者等

- ① 指定感染症による直接的又は間接的な影響を受けた者
- ② 最近1か月の売上高が、前年同期比で5%以上減少
- ③ その後2か月を含めた3か月の売上高が、前年同期比で5%以上減少する見込み

■ 資金の使いみち 運転資金

■ 融資金額 5,000万円以内

■ 貸付期間 10年以内
(うち据置2年以内(※特例措置))

■ 金利

融資期間	7年以内	年1.80%以内	} (※特例措置)
〃	7年超8年以内	年1.85%以内	
〃	8年超9年以内	年1.90%以内	
〃	9年超10年以内	年1.95%以内	

■ 保証料率 年0.30%～0.75%(※特例措置)

■ 担保・保証人

- ・ 保証人は、原則として法人代表者以外不要
- ・ 担保は、取扱金融機関及び保証協会の判断による

※特例措置期間 R2.3.16～R2.9.30

④ 経営安定借換資金

県の保証付き制度融資の借入残高がある場合に、借換により返済額の平準化を行うことで、経営の安定化を図るための制度です。

【融資条件】

■ 融資対象

次の①及び②を満たす中小企業者等

- ① 県内に事業所を有し、1年以上同一事業を経営
- ② 当融資申込時において、県融資制度の借入残高あり

■ 資金の使いみち

- ・ 既往借入金の返済資金
- ・ 新たな運転資金及び設備資金

■ 融資金額 5,000万円以内

■ 貸付期間 8年以内（うち据置2年以内）

■ 金利 年2.10%以内
※セーフティネット保証4号又は
危機関連保証認定者は年1.85%以内

■ 保証料率 年0.70%

■ 担保・保証人

- ・ 保証人は、原則として法人代表者以外不要
- ・ 担保は、取扱金融機関及び保証協会の判断による

新型コロナ対応！企業応援給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、営業休止や大幅な売上減少を余儀なくされている県内中小・小規模事業者の事業継続に対し、一時金支給により支援する制度です。

○制度概要

【支給対象】

- ・令和2年2月以降に、「**県セーフティネット資金**」または「**新型コロナウイルス感染症対応資金**」による融資を受けていること。
- ・次のいずれかに該当する者であること
 - ①令和2年2月以降で、原則として、最近1か月の売上高等が前年同月比で50%以上減少しており、かつその後2か月を含む3か月間の売上高等が、前年同期比で50%以上減少することが見込まれること。
 - ②前年の売上高等実績がない事業者等については、原則として、最近1か月の売上高等が、最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して50%以上減少していること。
- ・概ね雇用が維持されていること。

【支給額】

「**県セーフティネット資金**」または「**新型コロナウイルス感染症対応資金**」で融資された金額の10%（上限額 100万円）

【受付期間】 R2.4.1～R2.9.1

【申請方法】

申請書類、県セーフティネット資金等の融資実行を証する書類、売上高等を証する書類等を持参の上、下記の県窓口申請（受付窓口）

- ・徳島県商工政策課（旅行業、宿泊業、運輸業以外）
- ・徳島県観光政策課（旅行業、宿泊業、運輸業）
- ・各総合県民局（美波、阿南、美馬、三好）（業種問わず）

【制度についてのお問合せ先】

徳島県商工労働観光部商工政策課（団体・振興担当）

TEL：088-621-2322